

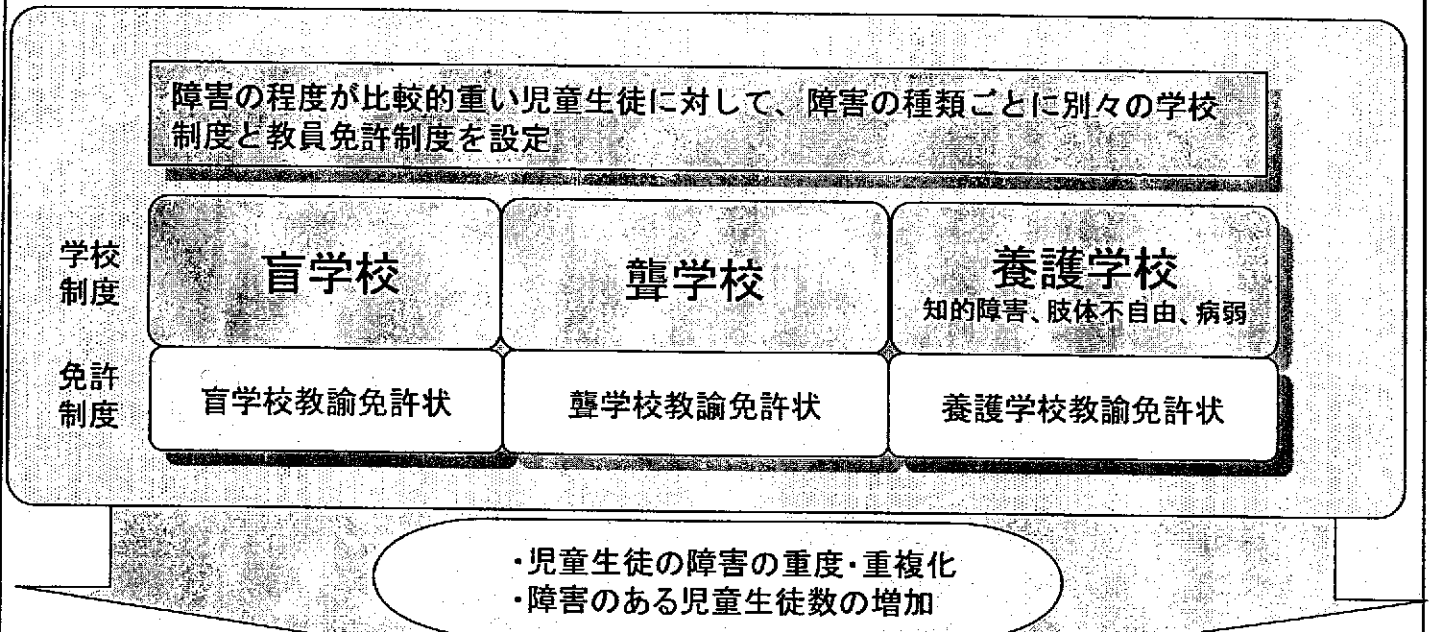
## 特別支援学校の教育に関する関係資料

1	特別支援学校の現状	1
	・ 盲・聾・養護学校から特別支援学校へ（制度の弾力化）	1
	・ 特別支援教育の対象の概念図	2
	・ 特別支援学校数、在学者数	3
	・ 特別支援学校在学者の推移	3
	・ 重複障害学級在籍率の推移	4
	・ 特別支援学校高等部の学科数・在籍生徒数	5
	・ 特別支援学校高等部（本科）卒業者の進路状況	6
2	特別支援学校の教育課程	7
	・ 特別支援学校の教育課程の現状	7
	・ 特別支援学校の学習指導要領等のこれまでの改訂の経緯	16
3	個別の指導計画、個別の教育支援計画	
	・ 関係規程等	23
	・ 個別の指導計画の作成例	25
	・ 個別の教育支援計画の作成例	26
4	交流及び共同学習	
	・ 関係規程等	27
5	特別支援学校の教育課程に係る関係法令	28
6	中央教育審議会答申（特別支援教育関係部分抜粋）	
	・ 「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」（答申）（平成20年1月17日中央教育審議会）	31

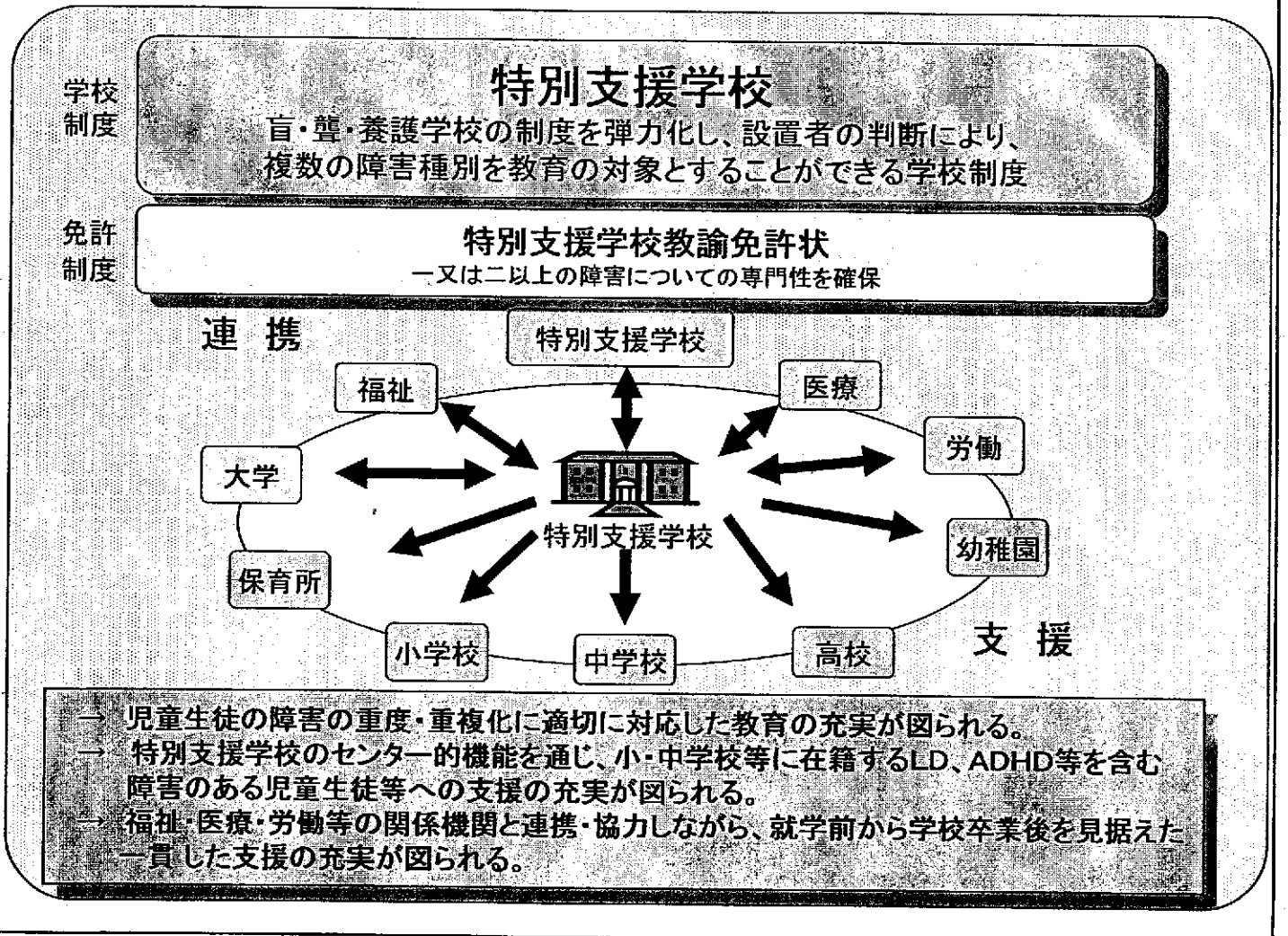
# 1 特別支援学校の現状

## ○ 盲・聾・養護学校から特別支援学校へ（制度の弾力化）

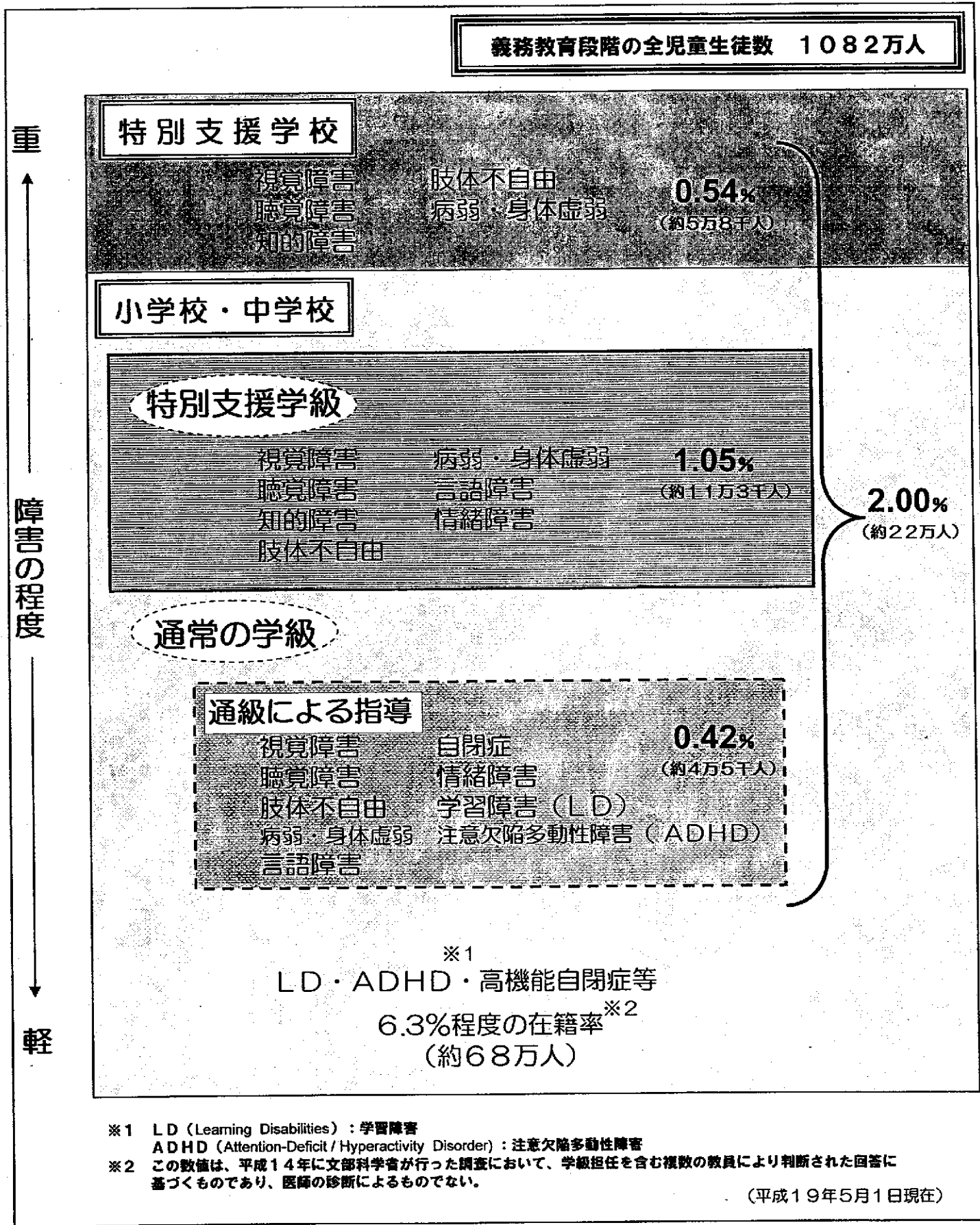
### <従前>



### <平成19年度～>



○ 特別支援教育の対象の概念図

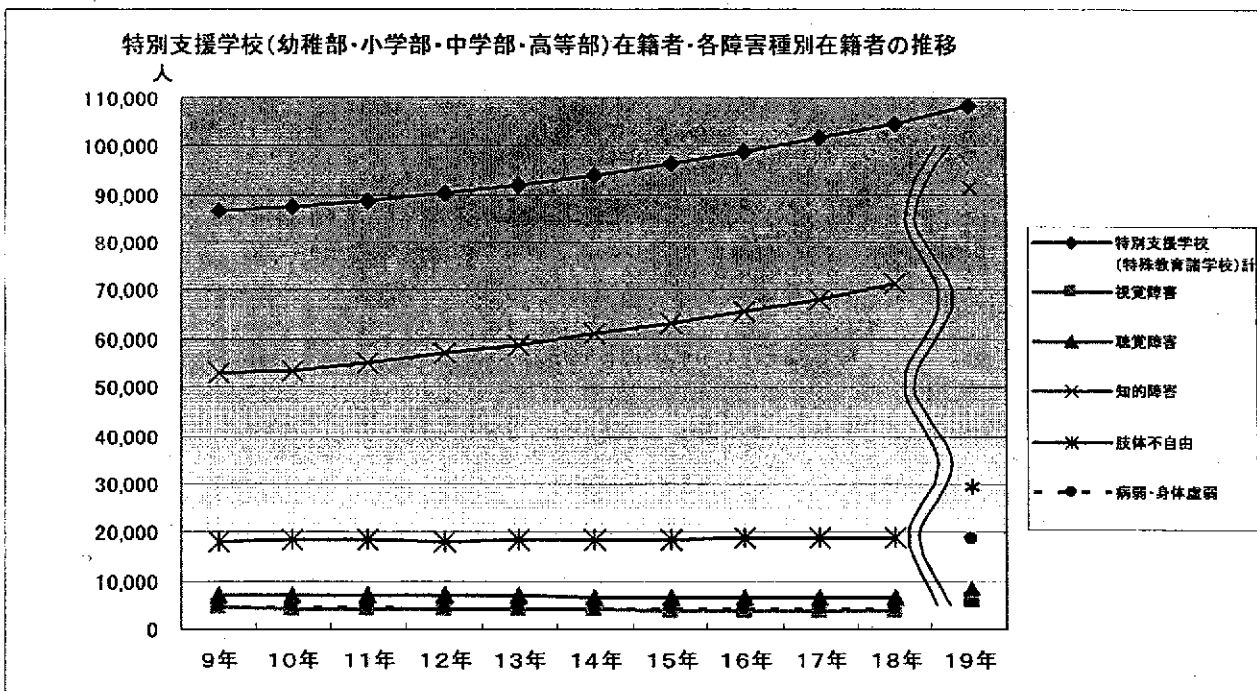


○ 特別支援学校数、在学者数

(平成19年5月1日現在)

区 分	学校数	在学者数 (人)				
		幼稚部	小学部	中学部	高等部	計
視覚障害	71	260	656	480	2,195	3,591
聴覚障害	102	1,268	2,184	1,354	1,712	6,518
知的障害	505	66	19,091	15,521	33,379	68,057
肢体不自由	159	49	6,162	3,486	4,125	13,822
病弱	78	0	1,137	1,158	990	3,285
複数の障害種を対象とする学校	98	10	4,181	2,875	5,834	12,900
合 計	1,013	1,653	33,411	24,874	48,235	108,173

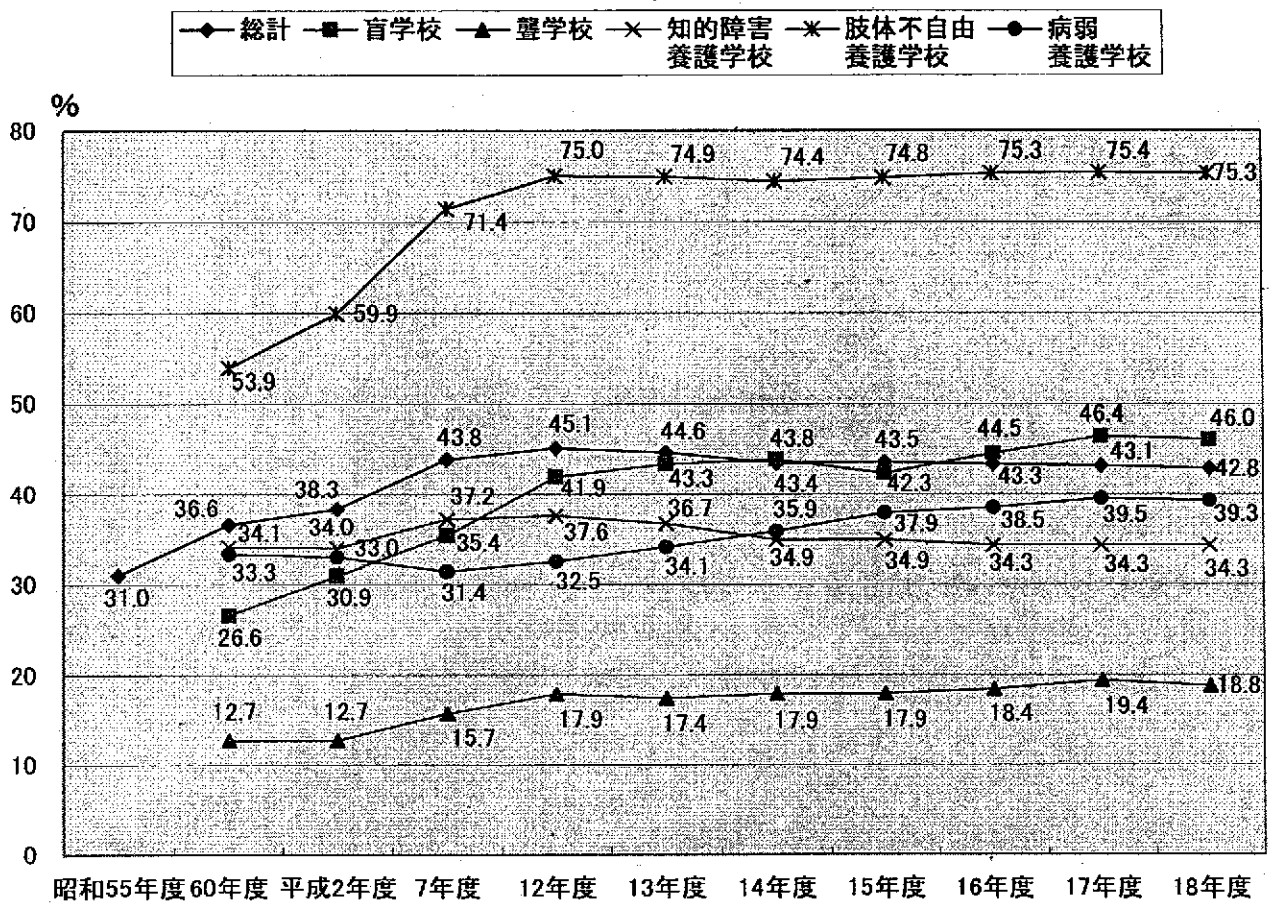
○ 特別支援学校在学者の推移



※ 平成18年度までの数値は、盲学校・聾学校・養護学校(知・肢・病)の5種の学校の在籍者数を合計したものであり、その合計が特殊教育諸学校の計となる。しかし平成19年度の数値は、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、幼児児童生徒の障害種を学級編制により集計した。その際、重複障害学級在籍者についてはそれぞれの障害種に重複してカウントしているため、各障害種の数値の合計は特別支援学校の計とは一致しない。

○ 重複障害学級在籍率の推移

重複障害学級在籍率の推移(小・中学部)



○ 特別支援学校高等部の学科数・在籍生徒数

①特別支援学校（視覚障害）

（平成18年5月1日現在）

		普通	保健医療	理療	理学療法	家政	音楽	その他
本科	学科数	54	44	—	—	1	2	2
	生徒数	624	280	—	—	1	7	21
専攻科	学科数	1	35	59	3	—	3	4
	生徒数	1	351	923	53	—	13	20

②特別支援学校（聴覚障害）

		普通	機械	産業工芸	デザイン	印刷	家政	被服	理容
本科	学科数	53	5	36	2	6	2	22	16
	生徒数	793	25	247	17	56	2	110	45
専攻科	学科数	5	3	14	2	4	—	10	13
	生徒数	64	28	44	17	24	—	24	31
		美容	クリーニング	美術	セラミック	技術材料	歯科技工	その他	
本科	学科数	1	1	1	1	2	—	12	
	生徒数	2	11	3	6	11	—	105	
専攻科	学科数	2	—	—	1	1	2	12	
	生徒数	6	—	—	4	3	21	93	

③特別支援学校（知的障害、肢体不自由、病弱）

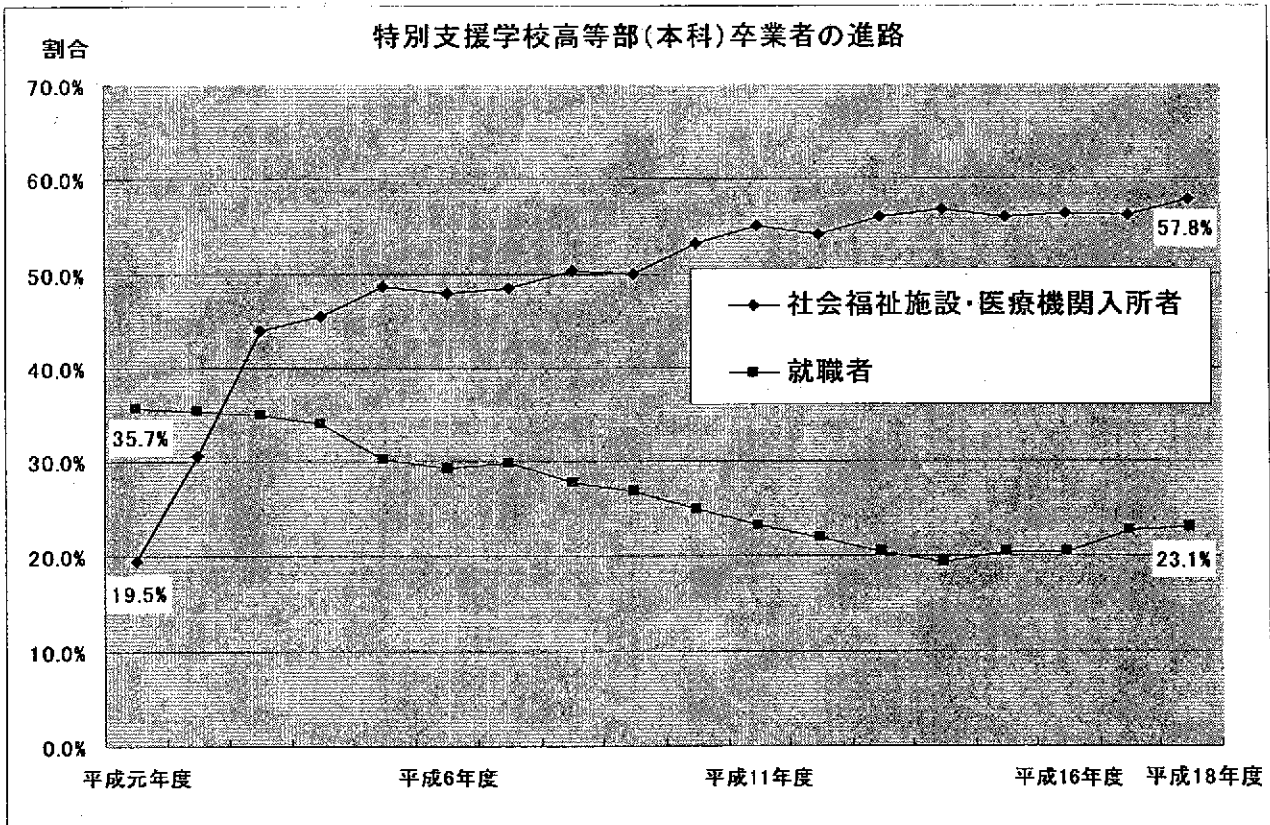
知的障害	本科	学科数	普通	農業関係	工業関係	商業関係	家庭関係	産業
		生徒数	443	20	35	1	20	33
	専攻科	学科数	30,588	513	1,136	16	545	1,086
		生徒数	8	—	—	—	—	—
肢体不自由	本科	学科数	普通	工業関係	商業関係	家庭関係		
		生徒数	161	3	3	2		
病弱	本科	学科数	普通	産業				
		生徒数	6,250	73	27	42		
		学科数	55	1				
		生徒数	1,352	48				

○ 特別支援学校高等部（本科）卒業者の進路状況

(平成19年3月卒業者)

区分	卒業者	進学者	教育訓練機関等	就職者	施設・医療機関	その他
盲・聾・養護学校高等部計	14,284人	481人 (3.4%)	512人 (3.6%)	3,304人 (23.1%)	8,256人 (57.8%)	1,731人 (12.1%)
盲学校	283	109人 (38.5%)	8人 (2.8%)	35人 (12.4%)	73人 (25.8%)	58人 (20.5%)
聾学校	509	209人 (41.1%)	49人 (9.6%)	180人 (35.4%)	47人 (9.2%)	24人 (4.7%)
養護学校計	13,492	163人 (1.2%)	455人 (3.4%)	3,089人 (22.9%)	8,136人 (60.3%)	1,649人 (12.2%)
知的障害養護学校	11,082	98人 (0.9%)	339人 (3.1%)	2,855人 (25.8%)	6,617人 (59.7%)	1,173人 (10.6%)
肢体不自由養護学校	1,967	27人 (1.4%)	70人 (3.6%)	152人 (7.7%)	1,336人 (67.9%)	382人 (19.4%)
病弱養護学校	443	38人 (8.6%)	46人 (10.4%)	82人 (18.5%)	183人 (41.3%)	94人 (21.2%)

※四捨五入のため、各区分の比率の計は必ずしも100%にはならない。



## 2 特別支援学校の教育課程

### ○ 特別支援学校の教育課程の現状

#### 1 教育のねらい

幼稚園、小学校、中学校及び高等学校に準ずる教育とともに、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な教育を行い、一人一人の能力と可能性を最大限に伸ばし、可能な限り積極的に自立し、社会参加する人間を育成する。

#### 2 教育課程の構成

特別支援学校の教育課程は、幼稚園に準ずる領域、小学校、中学校及び高等学校に準ずる各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のほか、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした領域である「自立活動」で編成されている。

なお、特別支援学校（知的障害）の各教科については、独自に示されている。

	幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる領域等	特別支援学校独自の領域
幼稚部	各領域（健康、人間関係、環境、言語、表現）	自立活動
小学部	各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間 （特別支援学校（知的障害）は、各教科、道徳、特別活動）	自立活動
中学部	必修教科、選択教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間	自立活動
高等部	各教科・科目、特別活動、総合的な学習の時間 （特別支援学校（知的障害）は、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間）	自立活動

#### 3 各教科

##### （1）特別支援学校（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱）

###### ① 教科の構成等

各教科の構成及び目標・内容は、小・中・高等学校に準じている。

##### （2）特別支援学校（知的障害）

###### ① 教科の構成等

各教科は、知的障害の特徴や学習上の特性などを踏まえた独自の教科及びその目標・内容が示されている。



各 教 科 の 構 成	
小学部	国語、算数、音楽、図画工作、体育、生活、— — — (1~6年)
小学校	国語、算数、音楽、図画工作、体育、 <u>生活</u> 、 <u>社会</u> 、 <u>理科</u> 、 <u>家庭</u> (1~2年) (3~6年) (3~6年) (5~6年)
中学部	必修：国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、 <u>職業・家庭</u> 選択：外国語、その他特に必要な教科
中学校	必修：国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、 <u>技術・家庭</u> 、 <u>外国語</u> 選択： <u>上記教科</u> 、その他特に必要な教科
高等部	普通教科：国語、数学、理科、保健体育、 <u>社会</u> 、 <u>音楽</u> 、 <u>美術</u> 、 <u>職業</u> 、 <u>家庭</u> 、 <u>外国語</u> 、 <u>情報</u> （ <u>外国語及び情報</u> は選択） 専門教科：農業、工業、 <u>家政</u> 、 <u>流通・サービス</u> 学校設定教科
高等学校	普通教科：国語、数学、理科、保健体育、 <u>地理歴史</u> 、 <u>公民</u> 、 <u>芸術</u> 、 <u>家庭</u> 、 <u>外国語</u> 、 <u>情報</u> 専門教科：農業、工業、 <u>家庭</u> 、 <u>商業</u> 、 <u>水産</u> 、 <u>看護</u> 、 <u>情報</u> 、 <u>福祉</u> 、 <u>理数</u> 、 <u>体育</u> 、 <u>音楽</u> 、 <u>音楽</u> 、 <u>美術</u> 、 <u>英語</u> 学校設定教科

(注)・上段は特別支援学校（知的障害）、下段は小・中学校等の教科  
・ \_\_\_ は、特別支援学校（知的障害）と小・中学校等で構成の異なるもの

## ② 教科の目標・内容

児童生徒の障害の特性を考慮して、内容を学年別に区分せず、小学部3段階、中学部1段階、高等部2段階で示している。（別添資料1）

## (3) 高等部の専門教育に関する教科

### ① 教科の構成等

特別支援学校（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱）では、高等学校に準じた教科のほか、障害の特性に応じた教科・科目が示されている。（別添資料2）

また、特別支援学校（知的障害）では、障害の特性に応じた教科が示されている。

特別支援学校高等部において、高等学校に準ずる教科以外に示している教科

区 分	教 科
特別支援学校（視覚障害）	調律、保健理療
特別支援学校（聴覚障害）	印刷、理容・美容、クリーニング
特別支援学校（知的障害）	家政、農業、工業、流通・サービス

このほか、高等部専攻科の教科として、特別支援学校（視覚障害）では保健理療、理療及び理学療法、特別支援学校（聴覚障害）では理容・美容、歯科技工が示されている。

区 分	教 科	資 格
特別支援学校（視覚障害）	保健理療	あん摩マッサージ指圧師
	理 療	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師
	理学療法	理学療法士
特別支援学校（聴覚障害）	理容・美容	理容師、美容師
	歯科技工	歯科技工士

#### 4 道徳及び特別活動

特別支援学校の道徳及び特別活動は、小・中・高等学校に準じている。なお、高等学校の道徳については、学校の教育活動全体を通じて行われているが、特別支援学校（知的障害）高等部では、領域として道徳が設けられている。

#### 5 自立活動

##### (1) 目標

個々の幼児児童生徒が、自立を目指し、障害に基づく種々の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

##### (2) 授業時数

自立活動の指導は、学校の教育活動全体を通じて行うとともに、自立活動の時間を設けて行うこととしている。自立活動の時間を設けた指導に係る授業時数は、児童生徒の障害の状態に応じて適切に定めるものとしている。

##### (3) 内容と構成

自立活動の内容は、人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素と、障害に基づく種々の困難を改善・克服するために必要な要素を五つの区分に分類・整理し各区分ごとに4～5項目が示されている。

自立活動の指導に当たっては、児童生徒の実態等に応じて必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けて具体的な指導内容を設定する。

1 健康の保持	(1)生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。 (2)病気の状態の理解と生活管理に関する事。 (3)損傷の状態の理解と養護に関する事。 (4)健康状態の維持・改善に関する事。
2 心理的な安定	(1)情緒の安定に関する事。 (2)対人関係の形成の基礎に関する事。 (3)状況の変化への適切な対応に関する事。 (4)障害に基づく種々の困難を改善・克服する意欲の向上に関する事。
3 環境の把握	(1)保有する感覚の活用に関する事。 (2)感覚の補助及び代行手段の活用に関する事。 (3)感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関する事。 (4)認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。
4 身体の動き	(1)姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。 (2)姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事。 (3)日常生活に必要な基本動作に関する事。 (4)身体の移動能力に関する事。 (5)作業の円滑な遂行に関する事。
5 コミュニケーション	(1)コミュニケーションの基礎的能力に関する事。 (2)言語の受容と表出に関する事。 (3)言語の形成と活用に関する事。 (4)コミュニケーション手段の選択と活用に関する事。 (5)状況に応じたコミュニケーションに関する事。

#### (4) 自立活動の主な指導例

視覚障害	白杖を使った歩行指導、視覚情報を補うための触覚や聴覚等の活用の指導、弱視レンズ、拡大映像設備等の視覚補助具の活用の指導
聴覚障害	補聴器をつけての発音指導、言語指導、手話や指文字などの多様なコミュニケーション手段を活用する指導
知的障害	知的障害に随伴してみられる、極端な表出言語の遅れや強い情緒不安定、自己の行動のコントロールなど
肢体不自由	姿勢保持や移動、食事・排泄・衣服の着脱などの日常生活動作、コミュニケーションの指導
病弱	病気の原因や回復を図るために必要な食事や運動制限の理解、長期入院などからくる不安状態の改善に関する指導

## 6 特別の教育課程

重複障害や障害の状態により学習が困難な児童生徒については、以下のような教育課程編成の特例が設けられており、よりきめ細かな指導が行われている。

- ① 各教科の目標・内容の一部を取り扱わないことができる。
- ② 下学年、下学部の教科の目標・内容の全部又は一部と代替ができる。
- ③ 知的障害者及び重複障害者については、各教科等を合わせて指導することができる。
- ④ 知的障害を併せ有する重複障害者については、特別支援学校(知的障害)の教科の全部又は一部と代替ができる。
- ⑤ 学習が著しく困難な重複障害者については、自立活動を主として指導することができる。
- ⑥ 訪問教育を行う場合、重複障害者に係る教育課程の特例によることができる。

## 7 個別の指導計画による指導

自立活動の指導に当たっては、個々の幼児児童生徒の障害の状態、発達の段階等の的確な把握に基づき、指導の目標及び指導内容を明確にし、「個別の指導計画」を作成することとしている。

重複障害者の指導に当たっては、個々の幼児児童生徒の実態を的確に把握し、「個別の指導計画」を作成することとしている。

特別支援学校（知的障害）小学部の教科の目標及び内容（例）

[算 数]

1 目 標

具体的な操作などの活動を通して、数量や図形などに関する初歩的なことを理解し、それらを扱う能力と態度を育てる。

2 内 容

○1段階

- (1) 具体物の有無が分かる。
- (2) 身近にあるものの数量に関心をもつ。
- (3) 身近にあるものの形の違いに気付く。

○2段階

- (1) 身近にある具体物を数える。
- (2) 身近にあるものの長さやかさなどを比較する。
- (3) 基本的な図形や簡単な図表に関心をもつ。
- (4) 一日の時の移り変わりに気付く。

○3段階

- (1) 初歩的な数の概念を理解し、簡単な計算をする。
- (2) 身近にあるものの重さや広さなどが分かり、比較する。
- (3) 基本的な図形が分かり、その図形を描いたり、簡単な図表を作ったりする。
- (4) 時計や暦に関心をもつ。

## 特別支援学校高等部の専門教科・科目

## 1 特別支援学校（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱）

## (1) 特別支援学校（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱）

各教科	各教科に属する科目
農業	農業科学基礎、環境科学基礎、課題研究、総合実習、農業情報処理、作物、野菜、果樹、草花、畜産、農業経営、農業機械、食品製造、食品化学、微生物基礎、植物バイオテクノロジー、動物・微生物バイオテクノロジー、農業経済、食品流通、森林科学、森林経営、林産加工、農業土木設計、農業土木施工、造園計画、造園技術、測量、生物活用、グリーンライフ
工業	工業技術基礎、課題研究、実習、製図、工業数理基礎、情報技術基礎、材料技術基礎、生産システム技術、工業技術英語、工業管理技術、機械工作、機械設計、原動機、電子機械、電子機械応用、自動車工学、自動車整備、電気基礎、電気機器、電力技術、電子技術、電子回路、電子計測制御、通信技術、電子情報技術、プログラミング技術、ハードウェア技術、ソフトウェア技術、マルチメディア応用、建築構造、建築施工、建築構造設計、建築計画、建築法規、設備計画、空気調和設備、衛生・防災設備、測量、土木施工、土木基礎力学、土木構造設計、社会基盤工学、工業化学、化学工学、地球環境化学、材料製造技術、工業材料、材料加工、セラミック化学、セラミック技術、セラミック工業、繊維製品繊維・染色技術、染織デザイン、インテリア計画、インテリア装備、インテリアエレメント生産、デザイン史、デザイン技術、デザイン材料
商業	ビジネス基礎、課題研究、総合実践、商品と流通、商業技術、マーケティング、英語実務、経済活動と法、国際ビジネス、簿記、会計、原価計算、会計実務、情報処理、ビジネス情報、文書デザイン、プログラミング
水産	水産基礎、課題研究、総合実習、水産情報技術、漁業、航海・計器、漁船運用、船用機関、機械設計工作、電気工学、通信工学、電気通信理論栽培漁業、水産生物、海洋環境、操船、水産食品製造、水産食品管理、水産流通、ダイビング
家庭	生活産業基礎、課題研究、家庭情報処理、消費生活、発達と保育、児童文化、家庭看護・福祉、リビングデザイン、服飾文化、被服製作、ファッションデザイン、服飾手芸、フードデザイン、食文化、調理、栄養、食品、食品衛生、公衆衛生
看護	基礎看護、看護基礎医学、成人・老人看護、母子看護、看護臨床実習、看護情報処理
情報	情報産業と社会、課題研究、情報実習、情報と表現、アルゴリズム、情報システムの開発、ネットワークシステム、モデル化とシミュレーション、コンピュータデザイン、図形と画像の処理、マルチメディア表現

福 祉	社会福祉基礎、社会福祉制度、社会福祉援助技術、基礎介護、社会福祉実習、社会福祉演習、福祉情報処理
理 数	理数数学 I、理数数学 II、理数数学探究、理数物理、理数化学、理数生物、理数地学
体 育	体育理論、体づくり運動、スポーツ I、スポーツ II、スポーツ III、ダンス、野外活動
音 楽	音楽理論、音楽史、演奏法、ソルフェージュ、声楽、器楽、作曲
美 術	美術概論、美術史、素描、構成、絵画、版画、彫刻、ビジュアルデザイン、クラフトデザイン、映像メディア表現、環境造形、鑑賞研究
英 語	総合英語、英語理解、英語表現、異文化理解、生活英語、時事英語、コンピュータ・LL演習

## (2) 特別支援学校（視覚障害）

### ① 本科

各教科	各教科に属する科目
調 律	調律概論、調律実習、整調・修理実習、課題研究
保健理療	医療と社会、人体の構造と機能、疾病の成り立ちと予防、生活と疾病、基礎保健理療、臨床保健理療、地域保健理療と保健理療経営、保健理療基礎実習、保健理療臨床実習、保健理療情報処理、課題研究

### ② 専攻科

保健理療	医療と社会、人体の構造と機能、疾病の成り立ちと予防、生活と疾病、基礎保健理療、臨床保健理療、地域保健理療と保健理療経営、保健理療基礎実習、保健理療臨床実習、保健理療情報処理、課題研究
理 療	医療と社会、人体の構造と機能、疾病の成り立ちと予防、生活と疾病、基礎理療学、臨床理療学、地域理療と理療経営、理療基礎実習、理療臨床実習、理療情報処理、課題研究
理学療法	人体の構造と機能、疾病と障害、保健・医療・福祉とリハビリテーション、基礎理学療法学、理学療法評価学、理学療法治療学、地域理学療法学臨床実習、理学療法情報処理、課題研究

## (3) 特別支援学校（聴覚障害）

### ① 本科

各教科	各教科に属する科目
印 刷	印刷概論、写真製版、印刷機械・材料、印刷デザイン、写真化学・光学文書処理・管理、印刷情報技術基礎、画像技術、印刷総合実習、課題研究
理 容・ 美 容	理容・美容関係法規、衛生管理、理容・美容保健、理容・美容の物理・化学、理容・美容文化論、理容・美容技術理論、理容・美容運営管理、理容実習、美容実習、理容・美容情報処理、課題研究

クリー ニング	クリーニング関係法規、公衆衛生、クリーニング理論、繊維、クリーニング 機器・装置、クリーニング実習、課題研究
------------	---

② 専攻科

理 容・ 美 容	理容・美容関係法規、衛生管理、理容・美容保健、理容・美容の物理・化学、 理容・美容文化論、理容・美容技術理論、理容・美容運営管理、理容実習、 美容実習、理容・美容情報処理、課題研究
歯科技工	歯科技工関係法規、歯科技工学概論、歯科理工学、歯の解剖学、顎口腔機能 学、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学、小児歯科技工学、 歯科技工実習、歯科技工情報処理、課題研究

2 特別支援学校（知的障害）

特別支援学校（知的障害）においては、教科のみを示している。

農業、工業、家政、流通・サービス



○ 特別支援学校の学習指導要領等のこれまでの改訂の経緯

1 学習指導要領の改訂の経緯

特別支援学校の学習指導要領は、従前は、学校種別ごとに制定されていた。

盲学校及び聾学校については、昭和32年に小学部・中学部、昭和35年に高等部に係る最初の学習指導要領が作成された。

また、養護学校については、昭和38・39年に小・中学部、昭和47年に高等部に係る最初の学習指導要領が作成された。

以来これまでに5回（養護学校については4回）の改訂を行ってきており、その概要は次のとおりである。

時 期	事 項	備 考
昭和32年	・盲学校小学部・中学部学習指導要領 一般編作成	事務次官通達
	・ろう学校小学部・中学部学習指導要領 一般編作成	事務次官通達
昭和35年	・盲学校高等部学習指導要領一般編作成	事務次官通達
	・聾学校高等部学習指導要領一般編作成	事務次官通達
昭和38年	・養護学校小学部学習指導要領 肢体不自由教育編作成	事務次官通達
	・養護学校小学部学習指導要領 病弱教育編作成	事務次官通達
	・養護学校小学部・中学部学習指導要領 精神薄弱教育編作成	事務次官通達
昭和39年	・養護学校中学部学習指導要領 肢体不自由教育編作成	事務次官通達
	・養護学校中学部学習指導要領 病弱教育編作成	事務次官通達
昭和39年	・盲学校学習指導要領小学部編制定	告示
	・聾学校学習指導要領小学部編制定	告示
昭和40年	・盲学校学習指導要領中学部編制定	告示
	・聾学校学習指導要領中学部編制定	告示

昭和 41 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・盲学校学習指導要領高等部編制定</li> <li>・聾学校学習指導要領高等部編制定</li> </ul>	告示 告示
昭和 46 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・盲学校小学部・中学部学習指導要領改訂</li> <li>・聾学校小学部・中学部学習指導要領改訂</li> <li>・養護学校（精神薄弱、肢体不自由、病弱）小学部・中学部学習指導要領改訂</li> </ul>	告示 告示 告示
昭和 47 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・盲学校高等部学習指導要領、聾学校高等部学習指導要領改訂</li> <li>・養護学校（精神薄弱、肢体不自由、病弱）高等部学習指導要領制定</li> </ul>	告示 告示
昭和 54 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・盲学校、聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領改訂</li> <li>・盲学校、聾学校及び養護学校高等部学習指導要領改訂</li> </ul>	告示 告示
平成元年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・盲学校、聾学校及び養護学校幼稚部教育要領制定</li> <li>・盲学校、聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領改訂</li> <li>・盲学校、聾学校及び養護学校高等部学習指導要領改訂</li> </ul>	告示 告示 告示
平成 11 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・盲学校、聾学校及び養護学校幼稚部教育要領改訂</li> <li>・盲学校、聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領改訂</li> <li>・盲学校、聾学校及び養護学校高等部学習指導要領改訂</li> </ul>	告示 告示 告示
平成 15 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・盲学校、聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領一部改正</li> <li>・盲学校、聾学校及び養護学校高等部学習指導要領一部改正</li> </ul>	告示 告示
平成 19 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援学校幼稚部教育要領</li> <li>・特別支援学校小学部・中学部学習指導要領</li> <li>・特別支援学校高等部学習指導要領</li> </ul> に名称変更	告示 告示 告示

(1) 学習指導要領制定以前

幼稚園の保育内容、小学校及び中学校の教科、高等学校の教科及び学科を準用していた。

(2) 昭和32年・35年の学習指導要領の制定（盲・聾学校）

昭和32年には、盲学校及び聾学校の小学部・中学部について、昭和35年には高等部について、学習指導要領一般編（事務次官通達）が制定された。

- ① 盲学校及び聾学校の教育目標を明記
- ② 指導時間数の弾力化や重複障害者等に対する配慮を明記
- ③ 高等部の各課程（盲学校における理療甲・理療乙・音楽・普通、聾学校における木材工芸・印刷・被服・理容・普通）の目標、科目等を明記

(3) 昭和38年・39年の学習指導要領の制定（養護学校）

昭和38年には、養護学校の小学部（精神薄弱教育については小・中学部）について、昭和39年には、中学部について学習指導要領（事務次官通達）が制定された。

- 精神薄弱養護学校
  - ① 教育内容の示し方を、従前の6領域から各教科等に分類
  - ② 教育課程編成の特例を明記（各教科等を合わせた指導）
- 肢体不自由養護学校
  - ① 教科として「体育（保健体育）・機能訓練」を新設
  - ② 重度・重複障害者に対する特例を明記（特別の教育課程）
- 病弱養護学校
  - ① 教科として「養護・体育（保健体育）」を新設
  - ② 重度・重複障害者に対する特例を明記（特別の教育課程）

#### (4) 昭和39・40・41年の学習指導要領の改訂（盲・聾学校）

昭和39・40・41年には、盲学校及び聾学校について、小学部から高等部まで順次改訂された。また、従来の事務次官通達から文部省告示とされた。

この改訂では、①教育課程の基準を明確にすること、②教育の目標を明らかにすること、③児童生徒の特性に応ずること、④各教科等の目標及び内容を精選し、基礎的な学習に重点を置くことを基本方針として、次のような改訂を行った。

- ① 教育目標を具体的に明記
- ② 各教科の目標、各学年の目標・内容、指導上の留意事項、指導計画の作成及び学習指導の方針について、具体的に明記
- ③ 重複障害者に対する特例を明記（特別の教育課程）

#### (5) 昭和46・47年の学習指導要領の改訂

昭和46年には、盲学校、聾学校及び養護学校の小学部・中学部について、昭和47年には、高等部について改訂された。

この改訂では、特殊教育の対象となる児童生徒の障害の状況に即応して、より一層きめ細かな教育を行うようにするため、①教育目標を明確に打ち出すこと、②児童生徒の障害の種類や程度等に応ずるため、教育課程の弾力的な編成を可能にすること、③心身の発達上の遅滞や欠陥を補うために必要な指導分野を充実し、心身の調和的発達を図ることを基本方針として次のように改訂した。

- ① 教育目標を各障害別に明確化
- ② 心身の障害の状態を改善・克服するための特別の指導分野として「養護・訓練」の領域を新設（教科「体育（保健体育）・機能訓練」、「養護・体育（保健体育）」の廃止）
- ③ 精神薄弱養護学校の各教科について、独自の教育目標・内容を示すとともに、小学部の教科として「生活」を新設
- ④ 重複障害者等に係る教育課程編成の弾力化（下学年の内容と代替、各教科等の一部に代えて「養護・訓練」を主とした指導など）

#### (6) 昭和54年の学習指導要領の改訂

昭和54年には、従来の学校種別の学習指導要領を一本化し、盲・聾・養護学校の小学部から高等部まで同時に改訂した。

この改訂では、児童生徒の心身の障害の状態及び能力・適性等に応じて可能な限り積極的に社会自立することを目指した教育の充実を図るため、①小・中学校等に準じた改訂を行うこと、②児童生徒の障害の状態等に応じて、教育課程の一層の弾力的な編成ができるよう配慮すること、③養護学校教育の義務性の実施及び特殊教育をめぐる社会情勢の変化との対応を図ることなどを基本として、次のような改訂を行った。

- ① 重複障害者等に係る教育課程の一層の弾力化（精神薄弱養護学校の教科との代替、各教科に代えて、「養護・訓練」を主とした指導など
- ② 小・中学部の訪問教育に係る教育課程編成の特例を明記
- ③ 「養護・訓練」の授業時数の卒業単位数への換算
- ④ 養護学校高等部（精神薄弱を除く）における職業教育に関する標準的な教科・科目の明記

#### (7) 平成元年の学習指導要領の改訂

平成元年には、小・中学部及び高等部の学習指導要領を改訂するとともに、新たに幼稚部教育要領を制定した。

この改訂では、障害者を取り巻く社会環境の変化や児童生徒の障害の多様化に対応するため、障害の状態や能力・適性等に応じる教育を一層進め、可能な限り積極的に社会参加・自立する人間の育成を図る観点から、①小・中学校等に準じた改訂を行うこと、②幼稚部教育要領を作成すること、③児童生徒の障害の状態に応じた指導の一層の充実を図ること、④高等部における職業教育の充実を図ることを基本方針として、次のような改訂を行った。

- ① 幼稚部教育要領を作成
- ② 各教科の指導上の配慮事項の充実 精神薄弱養護学校小学部の各教科の内容について、発達段階に応じて3段階で明記
- ③ 「養護・訓練」の内容の再構成
- ④ 養護学校高等部の標準的な学科を明記、精神薄弱養護学校高等部の職業に関する学科の新設及び専門学科に係る事項の明記

## (8) 平成11年の学習指導要領改訂

平成11年には、幼稚部教育要領、小・中学部及び高等部の学習指導要領を同時に改訂した。この改訂では、完全学校週5日制の下で、各学校がゆとりの中で特色ある教育を展開し、幼児児童生徒が豊かな人間性や基礎・基本を身に付け、個性を生かし、自ら学び自ら考える〔生きる力〕を培うことを基本的なねらいとして、①幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教育課程の基準の改善に準じた改善を図ること、②幼児児童生徒の障害の重度・重複化や社会の変化を踏まえ、一人一人の障害の状態に応じたきめ細かな指導を一層充実することを基本方針として、次のような改訂を行った。

### ○障害の重度・重複化への対応

- ① 「養護・訓練」の名称を「自立活動」に変更するとともに、目標、内容を改善。個別の指導計画の作成について規定
- ② 高等部の訪問教育に係る規定を整備

### ○早期からの適切な対応

- ① 幼稚部において、3歳未満の乳幼児を含む教育相談に関する事項を新たに規定
- ② 重複障害幼児について、指導上の留意事項を新たに示すとともに、指導計画作成上の留意事項を充実

### ○職業的な自立の推進等

- ① 知的障害養護学校において、中学部及び高等部に「外国語」を、また高等部に「情報」及び「流通・サービス」を、それぞれ選択教科として新設
- ② 盲学校や聾学校の専門教科・科目について、科目構成の大綱化及び内容の範囲等を明確化
- ③ 交流教育について、その意義を一層明確に規定

### (9) 平成15年の学習指導要領の一部改正

平成15年には、小・中学部及び高等部の学習指導要領の一部改正を行った。

この改正では、学習指導要領に示す基礎的・基本的な内容の確実な定着を図るとともに、各学校の裁量により創意工夫を生かした特色ある取組を行うことによって、児童生徒に知識や技能はもとより、学ぶ意欲や、自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力などの「確かな学力」を育成し、「生きる力」をはぐくむという学習指導要領のねらいの一層の実現を図るため、次のような一部改正を行った。

- ① 学習指導要領の基準性を踏まえた指導の一層の充実
- ② 総合的な学習の時間の一層の充実

### 3 個別の指導計画、個別の教育支援計画

#### ○ 関係規定等

#### (1) 学習指導要領等（平成11年3月告示）

##### (小・中学部)

##### 第1章 総則

##### 第2節 教育課程の編成

##### 第7 指導計画作成等に当たって配慮すべき事項

1 各学校においては、次の事項に配慮しながら、学校の創意工夫を生かし、全体として、調和のとれた具体的な指導計画を作成するものとする。

(5) 重複障害者の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成すること。

##### 第5章 自立活動

##### 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 自立活動の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の障害の状態や発達段階等の的確な把握に基づき、指導の目標及び指導内容を明確にし、個別の指導計画を作成するものとする。

(幼稚部、高等部においても同趣旨がある。)

#### (2) 障害者基本法

第9条 政府は、障害者の福祉に関する施策及び障害者の予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

#### (3) 障害者基本計画（平成14年12月24日閣議決定）

##### Ⅲ 分野別施策の基本方向

##### 4 教育・育成

##### (1) 施策の基本的方向

障害のある子どもの発達段階に応じて、関係機関が適切な役割分担の下に、一人一人のニーズに応じて適切な支援を行う計画（個別の支援計画）を策定して効果的な支援を行う。

#### (4) 重点施策実施5か年計画（新障害者プラン）

##### <第一 一貫した相談支援体制の整備>

c. 盲・聾・養護学校において個別の支援計画を平成17年度までに策定する。



(5) 発達障害のある児童生徒への支援について（初等中等教育局長，高等教育局長，スポーツ・青少年局長3局長通知）（平成17年4月1日）

第2 発達障害のある児童生徒等への支援について

1 学校における発達障害のある幼児児童生徒への支援

(1)

③ 小学校等における「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」の作成  
小学校等においては，必要に応じ，児童生徒一人一人のニーズに応じた指導目標や内容，方法等を示した「個別の指導計画」及び関係機関の連携による乳幼児期から学校卒業後まで一貫した支援を行うための教育的支援の目標や内容等を盛り込んだ「個別の教育支援計画」の作成を進めること。

(2) 盲・聾・養護学校，小学校等の特殊学級及び通級による指導においては，自閉症の幼児児童生徒に対する適切な指導の推進を図ること。その際には，「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」の作成を進めること。

(6) 中央教育審議会答申（平成17年12月8日）

- 個別の教育支援計画については，今後，小・中学校も含めた策定の推進を検討するとともに，関係機関と連携した効果的な運用方法を確立する必要がある。また，今後の運用状況を踏まえつつ，「個別の指導計画」と併せて学習指導要領等への位置付けを行うことや，就学事務における取扱いなどを検討する必要がある。

○ 個別の指導計画の作成例

盲学校 個別の指導計画

学級 氏名	2年〇組 愛知 太郎	教科・領域等	自立活動	週時数	1	指導者	〇〇 〇〇
生徒 実態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校内の移動は単独でできる。</li> <li>・白杖操作は一通り学習しているが、実際に独りで歩いた経験はない。</li> <li>・自ら積極的に話し掛けたり、援助を依頼したりすることは苦手である。</li> </ul>						
年間 目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白杖歩行の基本技術を習得する。</li> <li>・保有感覚を十分活用して周囲の状況を確認できるようにする。</li> <li>・学校から最寄りのバス停までの歩行を確立する。</li> </ul>						
学期	指導内容(単元等)	個別の指導目標・手だて			評価・所見等		
1	<p>白杖歩行の基本技術</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スライド法、タッチテクニックなど</li> <li>・白杖を用いた直線歩行</li> </ul> <p>空間概念の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東西南北の定位</li> <li>・地理的空間定位と心的地図</li> <li>・校舎内の教室位置の把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・姿勢、振り幅、リズムなどに気を付け繰り返し練習する。</li> <li>・学校周辺の道路を実際に歩いて見る。</li> <li>・空間座標軸に自分軸を位置付ける。「正面は北、この隅は？」</li> <li>・心的地図上の位置と地理的定位の特徴を照合する。</li> <li>・校舎内の目的教室に、いくつか異なる経路で移動する。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・校内の慣れた場所では正しい姿勢で自信をもって歩くことができるが、校外へ出た途端に動きがぎこちなくなってしまう。</li> <li>・自分軸で考えることができるが、動きの変化に従って空間定位することが難しい。</li> <li>・校舎内は、いつも同じ経路で移動していることが分かった。</li> </ul>		
2	<p>住宅街の歩行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・路上の障害物回避</li> <li>・走行中の自転車回避</li> <li>・走行中の自動車音源定位</li> <li>・ランドマークの発見</li> <li>・交差点の発見</li> <li>・交差点の横断</li> <li>・SOC(直角の方向取り、元のルートへの復帰)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方向を維持して直線歩行できるようにする。</li> <li>・自転車は自動車の走行音に注意して、位置や進行方向を把握する。</li> <li>・適切なランドマーク(手掛かり)を選択して利用する。</li> <li>・交差点横断時の方向維持、出発判断、ベアリング定位を繰り返し練習する。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・リズムカルな白杖操作で、直線歩行はスムーズにできるようになった。</li> <li>・回避からの回復行動の習得にやや手間取った。</li> <li>・交差点を横断するときの方向維持が難しく、独りでは危ない場面が何度かあった。出発時の方向決めと周囲の音への注意が課題である。</li> </ul>		
3	<p>準繁華街の歩行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・信号の利用</li> <li>・選択聴音による環境把握</li> <li>・目的地発見</li> <li>・コース定位(理解と立案)</li> <li>・コース定位(コース変更)</li> <li>・逆コース理解</li> <li>・混雑時の歩行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・音声信号を利用したり、車音で進行方向を弁別したりする。</li> <li>・騒音の中から必要な聴覚情報を得るようにする。</li> <li>・目的地に対して適切なコースを立案したり、状況に応じて変更したりする。</li> <li>・混雑時の白杖操作、コースの保持、階段発見などの方法を知る。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲の音を聞いて活用することがなかなか難しい様子である。</li> <li>・提示されたコースを歩くことはできるが、自分でコースを立案することは難しい。地理的な把握が十分にできていないようである。</li> <li>・混雑時のマナーなど、周囲への気配りにやや欠ける面が見られた。</li> </ul>		
今年度の 評価	<p>白杖の操作技術はほぼ習得できている。特に2学期からは単独通学に対する意欲が芽生え、それとともに技術も向上してきた。ただ、空間認知にやや問題があるのか、コース定位をするのが苦手なようである。歩行の起点と目標を意識して、方向と距離を予測したりするなど、ふだんから心的地図を描く訓練を積む必要がある。また、周囲の音を十分に聞くことと白杖で確かめることを併用して、より安全で確実な歩行ができるよう心掛けてほしい。</p>						
次年度への 課題	<p>路上に出たからは、方向取りや障害物回避からの回復の指導に手間取り、エスカレーターや公共交通機関の利用、援助依頼の仕方などの学習までには至らなかった。単独通学や高校進学に向けて、来年度は是非取り組む必要がある。また歩行時のマナーについても指導していきたい。</p>						

○ 個別の教育支援計画の作成例

(小) 学部 (1~3) 年用

(ふりがな)	〇〇〇〇〇〇〇〇	性別	生年月日	平成〇年〇月〇日生
児童・生徒名	〇〇 〇〇	〇	学部・学年	幼・小・中・高(3年)
障害等の状況	高度難聴(右〇dB左〇dB)・補聴器の装用により、慣れた相手とならば対面での簡単な会話を行うことができる。手話や指文字を併用すると確実になる。	身障手帳	〇種〇級 (平成〇年〇月交付)	
住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇〇〇 〇丁目〇-〇	連絡先	Tel:〇〇〇〇-〇〇〇〇	
保護者名	〇〇 〇〇	緊急連絡先	Tel:〇〇〇〇-〇〇〇〇	
在籍校	〇〇立〇〇聾学校 (担当コーディネーター)〇〇 〇〇	連絡先	Tel:〇〇〇〇-〇〇〇〇 Fax:〇〇〇〇-〇〇〇〇	
関連する学校	〇〇小学校(居住地校) (担当コーディネーター)〇〇 〇〇	連絡先	Tel:〇〇〇〇-〇〇〇〇 Fax:〇〇〇〇-〇〇〇〇	

現在の生活・将来の生活についての希望				
本人	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学校で勉強してみたい。</li> <li>自宅近くの友達が好き。</li> <li>公園等で遊びの仲間に入りたい。</li> </ul>	保護者	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学校へのインテグレートは難しいと考えているが、できれば児童とともに学習する体験をさせたい。</li> <li>地域の小学校での土曜事業に参加させることにより、同年代の児童とのかかわりを持たせたい。</li> </ul>	
支援の目標				
<ul style="list-style-type: none"> <li>小学校での体験授業や継続的な交流等を通し、小学校の児童とともに学習する経験を持つことができるようにする。</li> <li>地域の土曜事業への参加を通し、同年代の健聴児とのかかわりを増やし、放課後や休日の余暇生活(遊び)を充実させる。</li> </ul>				
在籍校での支援内容			在籍校での支援内容の評価	
<ul style="list-style-type: none"> <li>本人の状況観察をもとに関係機関との連絡調整、情報提供</li> <li>小学校の児童とのかかわり方や、コミュニケーションの方法についてのアドバイス</li> <li>小学校との交流により在籍校の授業を抜けたときの学習内容のフォロー</li> </ul>			(1年目、2年目、3年目)	
関連機関での支援内容				
A. 家庭生活	B. 余暇・地域生活	C. 医療・健康	D. 居住地校	E.
1. 支援機関 (担当者) (連絡先) Tel:	1. 支援機関 〇〇小学校土曜事業主催団体 (担当者) 〇〇 〇〇 (連絡先) Tel:	1. 支援機関 〇〇病院 (担当者) 〇〇 〇〇 (連絡先) Tel:	1. 支援機関 〇〇小学校 (担当者) 〇〇 〇〇 (3年1組担任) (連絡先) Tel:	1. 支援機関 (担当者) 〇〇 〇〇 (連絡先) Tel:
2. 支援の内容	2. 支援の内容 土曜事業への参加(保護者の付き添い有→無へ)を通し、小学校の児童とかかわる機会を提供	2. 支援の内容 滲出性中耳炎、聴力の変化に対する治療や対応	2. 支援の内容 1日体験授業(月1回程度継続希望)を通し、小学校の児童とともに学習する機会を提供	2. 支援の内容
関連機関での支援内容の評価				
(1年目、2年目、3年目)				
支援会議(予定も含む)				
(日時)	(参加者)	(協議内容・引継事項等)		
〇年5月〇日	在籍校〇〇、B機関〇〇さん、D機関〇〇教諭、保護者	<第1回>本人及び保護者の希望を伝え、支援が可能かどうか検討願う……結果については〇日までに電話連絡願う。		
更新履歴	(年月日) (更新内容) 平成〇年4月〇日:小学部1、2年時とは本人・保護者の希望が大きく変わったので今年度新たに作成	担任確認欄	(年度) (月日) (印)	平成〇年度 平成 年度 平成 年度

策定日:平成 年4月〇日

〇立〇〇聾学校長 〇 〇 〇 〇  
策定担当 〇 〇 〇 〇

## 4 交流及び共同学習

### ○ 関係規定等

#### (1) 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成11年3月告示）

##### 第1章 総則

##### 第2節 教育課程の編成

##### 第7 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

- 1の(6) 開かれた学校づくりを進めるため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、学校相互の連携や交流を図ることにも努めること。特に、児童又は生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむために、学校の教育活動全体を通じて、小学校の児童又は中学校の生徒及び地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けるようにすること。

(幼稚部、高等部においても同趣旨がある。)

#### (2) 小学校学習指導要領（平成20年3月告示）

##### 第1章 総則

##### 第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

- 2の(12) 学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、小学校間、幼稚園や保育所、中学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。

(幼稚園、中学校及び高等学校においても同趣旨がある。)

#### (3) 障害者基本法（平成16年6月4日一部改正）

##### 第14条

- 3 国及び地方公共団体は、障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。

## 5 特別支援学校の教育課程に係る関係法令

### 【学校教育法】

第72条 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

第74条 特別支援学校においては、第72条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第81条第1項に規定する幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。

第77条 特別支援学校の幼稚部の教育課程その他の保育内容、小学部及び中学部の教育課程又は高等部の学科及び教育課程に関する事項は、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準じて、文部科学大臣が定める。

第81条 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

2 小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

1. 知的障害者
2. 肢体不自由者
3. 身体虚弱者
4. 弱視者
5. 難聴者
6. その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

3 前項に規定する学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。

## 【学校教育法施行規則】

第126条 特別支援学校の小学部の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科（知的障害者である児童を教育する場合は生活、国語、算数、音楽、図画工作及び体育の各教科とする。）、道徳、特別活動、自立活動並びに総合的な学習の時間（知的障害者である児童を教育する場合を除く。）によつて編成するものとする。

第127条 特別支援学校の中学部の教育課程は、必修教科、選択教科、道徳、特別活動、自立活動及び総合的な学習の時間によつて編成するものとする。

2 必修教科は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語（次項において「国語等」という。）の各教科（知的障害者である生徒を教育する場合は国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育及び職業・家庭の各教科とする。）とする。

3 選択教科は、国語等の各教科（知的障害者である生徒を教育する場合は外国語とする。）及び第129条に規定する特別支援学校小学部・中学部学習指導要領で定めるその他特に必要な教科とし、これらのうちから、地域及び学校の実態並びに生徒の特性その他の事情を考慮して設けるものとする。

第128条 特別支援学校の高等部の教育課程は、別表第三及び別表第五に定める各教科に属する科目（知的障害者である生徒を教育する場合は国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業、家庭、外国語、情報、家政、農業、工業及び流通・サービスの各教科並びに第129条に規定する特別支援学校高等部学習指導要領で定めるこれら以外の教科とする。）、特別活動（知的障害者である生徒を教育する場合は、道徳及び特別活動とする。）、自立活動及び総合的な学習の時間によつて編成するものとする。

第129条 特別支援学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する特別支援学校幼稚部教育要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領によるものとする。

第130条 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、特に必要がある場合は、第126条から第128条までに規定する各教科（次項において「各教科」という。）又は別表第三及び別表第五に定める各教科に属する科目の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。

2 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、道徳、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。

第131条 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部において、複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合又は教員を派遣して教育を行う場合において、特に必要があるときは、第126条から第129条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

2 前項の規定により特別の教育課程による場合において、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用することが適当でな

いときは、当該学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができる。

## 6 中央教育審議会答申（特別支援教育関係部分抜粋）

- 「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」（答申）（平成20年1月17日中央教育審議会）

### （3） 特別支援教育

#### （i）改善の基本方針

- 特別支援教育<sup>1</sup>については、その課題<sup>2</sup>を踏まえ、①社会の変化や子どもの障害の重度・重複化、多様化、②複数の障害種別に対応した教育を行うことのできる特別支援学校制度の創設、③幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等における特別支援教育の制度化などに対応し、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに対応した適切な教育や必要な支援を行う観点から、教育課程の基準の改善を図る。

#### （ii）改善の具体的事項

\*1 特別支援学校の教育課程は、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校に準ずる各教科（知的障害者を教育する場合は独自の教科）等のほか、障害に基づく種々の困難の改善・克服を目的とした領域である「自立活動」で編成している。さらに、障害の状態等に応じた教育を行うため、種々の教育課程の特例が設けられている。

小・中学校の特別支援学級の教育課程は、小・中学校の学習指導要領によることとなるが、特に必要がある場合には、特別の教育課程を編成することができる。その場合、特別支援学校の学習指導要領を参考として、実情に合った教育課程を編成することとしている。また、通級による指導は、障害の状態に応じた特別の指導（自立活動の指導等）を特別の指導の場（通級指導教室）で行うもので、通常の学級の教育課程に加え、又はその一部に替えた教育課程を編成することができる。その場合、特別支援学校の学習指導要領を参考として編成することとしている。幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等の通常の学級に在籍する障害のある子どもについては、その実態に応じ、指導内容や指導方法を工夫することとしている。

また、障害の重複化に対応した適切な教育を行うため、平成19年度から、従前の盲・聾・養護学校は、複数の障害種別を教育の対象とすることのできる「特別支援学校」に転換された。

\*2 特別支援教育の課題としては、

- ・ 特別支援学校の小・中学部では、平成18年度において、42.8%（肢体不自由者を教育する特別支援学校では75.3%）の子どもが重複障害学級に在籍するなど、障害の重度・重複化、多様化が進んでいる。複数の障害を教育の対象とすることができる「特別支援学校」の制度を生かし、一人一人に応じたきめ細かな指導が一層求められている。
- ・ 地域における特別支援教育を推進する上で、「特別支援学校」がその専門性を生かしながら、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等の要請に応じて支援などを行う特別支援教育のセンター的機能を果たすことが求められている。
- ・ 特別支援学校卒業者の企業等への就職は依然として厳しい状況にあり、障害者の自立と社会参加を促進するため、企業や労働関係機関等との連携を図った職業教育や進路指導の一層の改善が求められている。
- ・ 特別支援学校では、福祉、医療、保健、労働等の関係機関等との連携を図り、障害のある子ども一人一人のニーズに対応して適切な支援を行う計画（個別的教育支援計画）を策定することとされており、その効果的な活用が課題となっている。
- ・ 小・中学校の通常の学級において、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）等の子どもが約6%程度の割合で存在する可能性が示されている。これらの子どもも含め、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等における障害のある子どもに対し、適切な指導及び必要な支援を行うことが求められている。
- ・ 障害のある子どもと障害のない子どもとの交流及び共同学習について、今後一層の促進を図るとともに、その効果的な実施が求められている。



## ① 特別支援学校

### a) 教育目標について

- 学校教育法における特別支援学校の目的の改正を踏まえ、特別支援学校の学習指導要領等の目標を見直す。

### b) 自立活動について

- 自立活動の内容は、5区分（健康の保持、心理的な安定、環境の把握、身体の動き、コミュニケーション）の下に22項目が示されているが、社会の変化や子どもの障害の重度・重複化、自閉症、LD（学習障害）<sup>\*1</sup>、ADHD（注意欠陥多動性障害）<sup>\*2</sup>等も含む多様な障害に応じた適切な指導を一層充実させるため、他者とのかかわり、他者の意図や感情の理解、自己理解と行動の調整、集団への参加、感覚や認知の特性への対応などに関する内容を内容の項目に盛り込む。
- 現行の5区分に加え、新たな区分として「人間関係の形成」を設け、それぞれの区分と項目の関連を整理する。
- 自立活動の指導に当たっては、実践を踏まえた評価を行い、指導の改善に生かすことを明確にするとともに、指導計画の作成の手順がより理解されやすい示し方とする。
- 子どもの主体的な活動を一層進めるとともに、子どもが活動しやすいよう、自ら環境を整えたり、必要に応じて周囲の人の支援を求めたりするような指導についても配慮することを明確にする。

### c) 重複障害者等の指導について

- 二つ以上の障害を併せ有する者（重複障害者）等については、一人一人の実態に応じ、より弾力的な教育課程を編成することができるようにする。
- 学校全体の組織的な対応の下で、複数の教師等の協力により適切な指導を行うことはもとより、必要に応じて、医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理学の専門家等の助言や知見などを指導に生かすことを明確にする。
- 家庭や病院等に教師を派遣して教育を行う訪問教育については、個々の実態に応じて、指導内容・方法等の工夫・改善を図ることを明確にする。

### d) 知的障害のある子どもに対する教育を行う特別支援学校の各教科について

- 各教科の内容等について、社会の変化や子どもたちの実態を踏まえた見直しを行うとともに、より分かりやすい表記とする。

\*1 Learning Disabilities の略。学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指す。

\*2 Attention-Deficit / Hyperactivity Disorder の略。注意欠陥多動性障害とは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び/又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたす。

- 高等部において、生徒の実態や卒業後の就労の状況等を踏まえた職業教育を一層進める観点から、福祉に関する基礎的・基本的な内容で構成する新たな専門教科として「福祉」を新設する。
- 指導に当たっては、子どもが習得した知識・技能等を、実際の生活の中で活用できるよう工夫する旨をより明確にする。

e) 職業に関する教科等について

- 高等部の専門教科については、社会の変化や時代の進展、近年の障害者の就業状況などを踏まえ、必要な見直しを行う。
- 職業に関する教科については、現場実習等の体験的な学習を一層重視すること、地域や産業界との連携を図り、企業関係者など外部の専門家を積極的に活用することを明確にする。
- 進路指導に当たっては、関係機関との連携を図りながら、生徒が自分に合った進路を主体的に選択できるよう、早い段階からの進路指導を充実する。

f) 指導方法等の改善について

- 情報機器の活用などによる効果的・効率的な教科指導や、個別の指導計画に基づき、授業形態や集団の構成などを工夫した一層の効果的な指導の必要性を明確にする。
- 幼稚部の留意事項や小・中・高等部の各教科の配慮事項について、障害の特性や子どもを取り巻く社会の状況の変化等を踏まえた見直しを行う。

g) 個別の指導計画について

- 現在、自立活動及び重複障害者の指導に当たっては、個別の指導計画を作成することとしているが、個々の子どもの多様な実態に応じた適切な指導を一層進めるため、各教科等における配慮事項なども含めた個別の指導計画を作成することを明確にする。
- 個別の指導計画については、実践を踏まえた評価を行い、指導の改善に生かすことを明確にする。

h) 個別の教育支援計画について

- 現在、家庭、児童福祉施設、医療機関等との連携を密にし、指導の効果を上げるよう努めることとしており、これを更に進め、家庭や、福祉、医療、保健、労働関係機関等との緊密な連携を図り、一人一人のニーズに応じた適切な支援を行うための個別の教育支援計画の策定やその活用を図ることを明確にする。
- 個別の教育支援計画の策定に当たっては、家庭との連携を図った取組を一層進めることを明確にする。

i) 特別支援教育のセンター的機能について

- 現在、教育相談に係る地域の特別支援教育のセンターとしての役割を果たすよう努めることとしており、これを更に進め、地域の特別支援教育のセンターとしての役割を果たすよう次の事項について、教育課程に関連する事項として位置付けるものとする。
- 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等の要請により、障害のある子ども又はその教師に対し必要な助言、援助を行うことを明確にする。
- 地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること。その際、障害のある幼児等の保護者に対する早期からの相談など、関係機関等とも連携しつつ、早期支援にも努めることを明確にする。
- 組織的に取り組むための校内体制を整備することを明確にする。
- 他の特別支援学校や幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等との連携を図ることを明確にする。

#### j) 交流及び共同学習について

- 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等の子どもたちとの交流及び共同学習については、双方の子どもたちの教育的ニーズに対応した内容・方法を十分検討し、早期から組織的、計画的、継続的に実施するよう努める。

#### k) ICFの視点について

- ICF（国際生活機能分類）<sup>\*1</sup>の考え方を踏まえ、自立と社会参加を目指した指導の一層の充実を図る観点から、子どもの的確な実態把握、関係機関等との効果的な連携、環境への配慮などを盛り込む。

#### l) 教師の専門性の向上や教育条件の整備等について

- 特別支援学校の教師の専門性の向上を図るため、特別支援学校教諭免許状の取得の促進、国や都道府県等における研修や校内研修の充実などの施策を一層推進する。
- 特別支援学校が地域の特別支援教育のセンターとしての役割を果たしていくためには、必要な教職員定数の改善を進める必要がある。

## ② 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等における特別支援教育

### a) 小・中学校の特別支援学級及び通級による指導について

- 小・中学校の特別支援学級や通級による指導は、小・中学校における教育の一形態

\*1 International Classification of Functioning, disability and Healthの略。人間の生活機能と障害に関する状況を記述することを目的とした分類であり、健康状態、心身機能、身体構造、活動と参加、環境因子、個人因子から構成される。2001年にWHO（世界保健機関）において採択された。

であることを、すべての教職員が十分認識し、その指導が学校全体で行われるようにするため、次のような改善を図る。

- ・ 特別支援学級、通級による指導に係る特別の教育課程の編成に当たっては、特別支援学校学習指導要領に定める事項を取り入れた教育課程を編成することができることを明確にする。
- ・ 学校内の支援体制を整備するとともに、学校全体で取り組むこととする。
- ・ 個々の子どもの実態を的確に把握し、それに応じたきめ細かな指導を行うため、個別の指導計画の作成に努めること。
- ・ 一人一人に応じた適切な支援を行うためには、家庭や関係機関等との連携が重要であることから、必要に応じて、個別の教育支援計画の策定やその活用を図ること。

b) 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等の通常の学級における指導の充実について

○ 小・中学校の通常の学級において、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）等の子どもが約6%程度の割合で存在する可能性が示されており、これらの子どもの障害特性などを十分に理解し、各教科等において適切な指導を行う必要がある。そこで、幼稚園、高等学校等も含め、障害のある子どもに対する理解と適切な指導を充実するため、次のような改善を図る。

- ・ 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等の通常の学級に在籍する障害のある子どもに対し、必要に応じて、個別の指導計画の作成や個別の教育支援計画の策定を行うこと、特別支援学校や特別支援学級における指導方法を参考とした指導を行うようにすることなど、個々の障害に応じて必要な配慮が適切に行われるようにすることを明確にする。
- ・ 早期からの適切な指導を実施することは、その後の教育を進めていく上で大きな効果が期待できることから、認定こども園制度の創設なども考慮しつつ、障害のある子どもが在籍する幼稚園に対する支援の充実を図る。また、幼稚園段階における障害の状態に応じた指導の充実方策について、更に検討する。
- ・ 後期中等教育段階において、障害のある生徒に対する適切な教育や必要な支援を行うことは重要な課題であることから、高等学校等における障害の状態に応じた指導の充実方策について、更に検討する。

c) センターの機能の活用について

○ 特別支援学校が、地域の特別支援教育のセンターとしての機能を生かし、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等の要請に応じて支援などを行うことは、子どものニーズに応じた教育を進めていく上で、大きな効果が期待される。そのため、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等においても、特別支援学校のセンター的機能を活用し、障害のある子どもへの適切な指導及び必要な支援を行うための校内支援体制の整備に努める。

d) 交流及び共同学習について

- 障害のある子どもと障害のない子どもとの交流及び共同学習については、双方の子どもたちの教育的ニーズに対応した内容・方法を十分検討し、早期から組織的、計画的、継続的に実施するよう努める。
- 障害のない子どもが、障害のある子どもについての理解と認識を深めることが重要であることから、理解と認識を深めるための指導を充実する。

e) 教師の専門性の向上や教育条件の整備等について

- 特別支援教育についての教師の資質の向上を図るため、特別支援学校教諭免許状の取得を通じた専門性の向上、国や都道府県等における研修や校内研修の充実などの施策を一層推進する。
- すべての教師の特別支援教育に対する理解と一定程度の専門性を定着させるため、教員養成段階における特別支援教育に関する内容の充実を図ることなどの施策を推進する。
- 子どもの障害の状態に応じた適切な指導を行うためには、必要な教職員定数等の改善を進めるとともに、特別支援教育支援員を含めた教職員の専門性の向上、スクールカウンセラーや学校医、外部の専門家の一層の活用、バリアフリーに対応した施設・設備の整備など、特別支援教育を推進する観点に立ち、きめ細かな教育条件の整備を進める必要がある。